

お口の健康応援団
NPO法人口腔健康推進協会サークルi



サークルi 会報

こもれび

医科歯科一元論

あなたは口内炎が出来た時、医者に行きますか、それとも歯医者に行きますか。おなじ治療内容の場合、医院の初診料、再診料は高く、歯科医院は安く設定されており、もちろん注射も採血も同じように違います。

701年の大宝律令の時から明治の半ばまでの間、歯科は眼科や耳鼻科と並んで医科の中に含まれていました。その後、歯科は独自に発展し、医科との差が広がり近年にいたっています。

しかし高齢化社会が到来し、今ほど医科と歯科が接近している時代はありません。内科でも外科でも整形外科でも多くの病気を持った患者さんを治療します。歯科も同じく、歯だけ治していればいい時代は終わりました。有病者や高齢者が多いため体全体のことや服用している薬、さらに患者さんの背景にある家族や社会のことまで頭に入れて治療に臨まなければなりません。

数年前、市立札幌病院救急救命センターで事件がありました。歯科医院内での患者さんの急変対応（気道確保などの救急処置）や首から上の手術（口腔癌や骨折）に対する全身麻酔に備えて、歯科医師が研修に励んでいました。ところが、検察当局は研修を医師法違反として、センターの責任者である医師や研修当事者である歯科医師を訴え、一審有罪になりました。この状況は医科と歯科を明確に分ける法律の考えに基づいているのです。

もし、歯科医院で治療中に患者さんが重篤な状態におちいったとき、これ以上は医科の分野だからと言って何もしないで救急車を待っていただいのでしょうか。一刻を争う時にできる限りのことをするのが医療人の責務だと思うのですが。

血管でも神経でもすべてつながっている人間の体をここからは医科、ここからは歯科と分離して考えていくと、治るものも治らなくなってしまうような気がするのですが、はてさて法律とはなんとも難しいものです。

(吉川)